

役員等報酬及び謝礼金に関する規程

社会福祉法人 恩陽会

社会福祉法人恩陽会
役員等報酬及び謝礼金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 恩陽会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等及び各種委員会に出席する委員並びに研修等における講師への報酬、その他の業務に関係する者への謝礼金について定めることを目的とする。

2 この規定をもって、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬等の支給の基準として定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規定第14条2項別表2の2の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表2に定まる額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(謝礼金)

第6条 謝礼金は、行事等の法人の業務に関する者に対し、別表第2（4）のとおり支給する。

(講師等旅費)

第7条 講師等の旅費について、旅費規程第2条2及び第9条により、支給する。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規定第5条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成２９年４月１日より施行する。

附則 この規程は、令和４年１２月１日より施行する。

附則 この規程は、令和６年７月１日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000 円
理事	月額 70,000 円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

	日額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

（2）理事

	日額
理事会等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

（3）監事

	日額
監事監査への出席	10,000 円
理事会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出務	5,000 円

（4）委員及び講師、その他

	日額・金額
各委員会への出席	5,000 円
講演会・研修会への謝礼金	5,000 円～50,000 円
法人の業務に関すること	5,000 円

別表 3（職員との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

社会福祉法人恩陽会
役員等報酬及び謝礼金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 恩陽会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等及び各種委員会に出席する委員並びに研修等における講師への報酬、その他の業務に係る者への謝礼金について定めることを目的とする。

2 この規定をもって、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬等の支給の基準として定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規定第14条2項別表2の2の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については別表2に定まる額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(謝礼金)

第6条 謝礼金は、行事等の法人の業務に関する者に対し、別表第2（4）のとおり支給する。

(講師等旅費)

第7条 講師等の旅費について、旅費規程第2条2及び第9条により、支給する。

(報酬等の支給方法)

第8条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規定第5条に準じた日とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第10条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則 この規程は、令和4年12月1日より施行する。

附則 この規程は、令和6年7月1日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 100,000 円
理事	月額 70,000 円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

	日額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

（２）理事

	日額
理事会等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

（３）監事

	日額
監事監査への出席	10,000 円
理事会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出務	5,000 円

（４）委員及び講師、その他

	日額・金額
各委員会への出席	5,000 円
講演会・研修会への謝礼金	5,000 円～50,000 円
法人の業務に関すること	5,000 円

別表 3（職員との併給）

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。